

名古屋市重度障害者等就労支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1条 この要綱は、就労している障害者について、就労中に係る必要な支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に実施する名古屋市重度障害者等就労支援事業（以下「本事業」という。）に要する費用の支給等について必要な事項を定める。

(定義)

第 2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 就労支援給付費 第 6条第1 項の規定により支給決定を受けた者に支給する給付費をいう。
- (2) 雇用支援給付費 第 6条第 2項の規定により支給決定を受けた者に支給する給付費をいう。
- (3) 重度障害者等就労支援 重度障害者等につき、就労中の介護を提供することであって、就労支援給付費又は雇用支援給付費の支給対象となるサービスをいう。
- (4) 重度障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第 123号。以下「法」という。) 第 5条の規定に基づく重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている障害者又は別に定める要件を満たす障害者をいう。
- (5) 就労支援事業者 法第36 条の規定により重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業者指定を受けた事業者をいう。
- (6) 自営業者等 個人事業の開業届出を行っている者、法人の代表者若しくは役員又は自営業者等として区長が認めた者をいう。
- (7) 民間企業 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「雇用促進法」という。）第49条第 1項にある助成金の対象となる事業主をいう。
- (8) 支給決定障害者 第 6条第 1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。
- (9) 支給決定企業 第 6条第 2項の規定により支給決定を受けた民間企業をいう。
- (10) 支援計画書 雇用促進法第49条第 1項第 4号又は第 5号に規定する助成金の申請にあたって、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構（以下「JEED」という。）が定めた計画書をいう。
- (11) 支給量 一月に提供を受けることができる重度障害者等就労支援のサービス量を時間で表したものをいう。

(対象者)

第 3条 就労支援給付費の支給対象者は、本市が法における援護の実施者であって、就労することにより所得の向上が見込まれ、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 重度障害者等であること。
 - (2) 就労時間が 1週間のうち10時間以上である者（就労時間を当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが確認できる者を含む。）であること。
 - (3) 自営業者等であること。
- 2 雇用支援給付費の支給対象者は、次に掲げる全ての要件に該当する民間企業とする。
- (1) 本市が法における援護の実施者である重度障害者等（法第 5条の規定に基づく重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている障害者に限る。以下「援護対象重度障害者等」という。）を労働者（法人の代表者若しくは役員、（昼間において授業を受ける）学生、家事使用人又は事業主と同居する親族であつて、雇用保険の適用を受けないものを除く。以下同じ。）として常時雇用（期間の定めがない雇用、1年を超えて継続する雇用（雇用期間が 1年以内であっても労働条件として雇用契約期間が更新される場合がある旨が明示されているものを含む。）をいい、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第 19号）第 6条の10第 1号に規定する就労継続支援 A型の利用者として雇用している場合を除く。以下同じ。）していること。
 - (2) 当該労働者の 1週間の所定労働時間が10時間以上（ 1週間の所定労働時間が10時間未満であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できる場合を含む。）であること。
 - (3) 雇用促進法第49条第 1項第 4号に規定する助成金（以下「職場介助助成金」という。）又は雇用促進法第49条第 1項第 5号に規定する助成金（以下「通勤援助助成金」という。）の欠格事項に該当しないこと。

（重度障害者等就労支援の内容）

第 4条 前条第 1項に規定する対象者に対する重度障害者等就労支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 勤務中に必要な支援
 - (2) 通勤、出張等の外出に伴う移動中に必要な支援
 - (3) その他区長が必要と認める支援
- 2 前条第 2項に規定する対象者に対する重度障害者等就労支援の内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 労働者として常時雇用する援護対象重度障害者等（以下「雇用重度障害者等」という。）の勤務中に必要な支援（職場介助助成金を活用しても雇用する重度障害者等の雇用継続に支障が残るものとして支援計画書において認められた部分に限る。以下「職場介助支援」という。）
 - (2) 雇用重度障害者等の通勤に必要な支援（通勤援助助成金を活用しても雇用する重度障害者等の雇用継続に支障が残るものとして支援計画書において認められた部分に限

る。以下「通勤援助支援」という。)

- 3 第 1項に規定する支援にかかる支給量は、一月あたり 184時間の範囲内で区長が決定する。ただし、区長が必要と認める場合はこれを超えることができる。
- 4 第 2項に規定する支援にかかる支給量は、一月あたり 184時間の範囲内で市長が決定する。ただし、市長が必要と認める場合はこれを超えることができる。
- 5 次に掲げる支援内容は重度障害者等就労支援の対象としない。
 - (1) 介護者が主体的に行う業務
 - (2) その他、前条第 1項に規定する対象者にあつては区長が、同第 2項に規定する対象者にあつては市長が適当でないと認める支援

(支給申請)

第 5条 就労支援給付費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就労支援給付費支給申請書（様式第 1号）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出するものとする。

- 2 雇用支援給付費の支給を受けようとする者（以下「申請企業」という。）は、雇用支援給付費支給申請書（様式第 1号の 2）にJEEDによる事前確認を経た支援計画書（雇用重度障害者等の同意を得たことが分かる記載を付するものとする。）及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(支給決定)

第 6条 区長は、前条第 1項の規定による申請を受理したときは、申請者の障害の種類・程度及びその他の心身の状況、当該申請者の本事業の利用に関する意向及び所得状況並びにその他必要な事項を調査又は確認のうえ、就労支援給付費の支給の可否を判定し、支給をすることが適当であると認めるときは、支給期間、支給量を定め支給決定を行い、支給をすることが適当でないと認めるときは、却下決定を行うものとする。

- 2 市長は、前条第 2項の規定による申請を受理したときは、雇用重度障害者等の障害の種類・程度及びその他の心身の状況、当該申請企業及び雇用重度障害者等の本事業の利用に関する意向並びにその他必要な事項を調査又は確認のうえ、雇用支援給付費の支給の可否を判定し、支給をすることが適当であると認めるときは、支給期間、支給量を定め支給決定を行い、支給をすることが適当でないと認めるときは、却下決定を行うものとする。
- 3 区長は、第 1項の規定による支給決定を行ったときは、申請者に対して就労支援給付費支給決定通知書（様式第 2号）及び重度障害者等就労支援受給者証（様式第 3号）（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。
- 4 市長は、第 2項の規定による支給決定を行ったときは、申請企業に対して雇用支援給

付費支給決定通知書（様式第 2号の 2）を交付するものとする。

5 区長は、第 1項の規定による却下決定を行ったときは、申請者に対して就労支援給付費支給申請却下通知書（様式第 4号）を交付するものとする。

6 市長は、第 2項の規定による却下決定を行ったときは、申請企業に対して雇用支援給付費支給申請却下通知書（様式第 4号の 2）を交付するものとする。

（支給期間）

第 7条 就労支援給付費の支給期間は、支給決定日から 1年後の応当日が属する月の末日までの期間（支給決定日が月の初日の場合は、1年後の応当日の前日までの期間）の範囲内で区長が定めるものとする。

2 雇用支援給付費の支給期間は、支給決定の日の属する年度の末日までの範囲内で市長が定めるものとする。

（申請内容の変更の届出）

第 8条 支給決定障害者は、氏名、住所その他の申請内容を変更したときは、重度障害者等就労支援変更届出書（様式第 5号）により区長にその旨を速やかに届け出なければならない。

2 支給決定企業は、事業主名、代表者、事業主所在地その他の申請内容を変更したときは、重度障害者等雇用支援変更届出書（様式第 5号の 2）により市長にその旨を速やかに届け出なければならない。

（受給者証の再交付）

第 9条 受給者証の再交付を申請しようとする者は、重度障害者等就労支援受給者証再交付申請書（様式第 6号）を区長に提出しなければならない。

（支給量又は利用者負担上限月額等の変更）

第10条 支給決定障害者は、支給量又は利用者負担上限月額の変更を申請する場合、就労支援給付費支給変更申請書（様式第 7号）を区長に提出しなければならない。

2 支給決定企業は、支給量、企業負担額又はその他支給決定の内容に変更が生じる場合、雇用支援給付費支給変更申請書（様式第 7号の 2）を市長に提出しなければならない。

3 区長は、第 1項の規定による申請を受理したときは、申請者の障害の種類・程度及びその他の心身の状況、当該申請者の本事業の利用に関する意向及び所得状況並びにその他必要な事項を調査又は確認のうえ、支給量、利用者負担上限月額の変更の可否を判定し、変更することが適当であると認めるときは、支給量、利用者負担上限月額を定め変更決定を行い、変更をすることが適当でないとき、却下決定を行うものとする。

- 4 市長は、第 2項の規定による申請を受理したときは、雇用重度障害者等の障害の種類・程度及びその他の心身の状況、当該申請企業及び雇用重度障害者等の本事業の利用に関する意向並びにその他必要な事項を調査又は確認のうえ、支援計画書の変更の可否を判定し、変更することが適当であると認めるときは、支給量を定め変更決定を行い、変更をすることが適当でないとき、却下決定を行うものとする。
- 5 区長は、第 3項の規定による変更決定を行ったときは、申請者に対して就労支援給付費支給変更決定通知書（様式第 8号）を交付するものとする。
- 6 市長は、第 4項の規定による変更決定を行ったときは、申請企業に対して雇用支援給付費支給変更決定通知書（様式第 8号の 2）を交付するものとする。
- 7 区長は、第 3項の規定による却下決定を行ったときは、申請者に対して就労支援給付費支給変更申請却下通知書（様式第 9号）を交付するものとする。
- 8 市長は、第 4項の規定による却下決定を行ったときは、申請企業に対して雇用支援給付費支給変更申請却下通知書（様式第 9号の 2）を交付するものとする。

（支給決定の取消し）

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、就労支援給付費の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定障害者等が、重度障害者等就労支援の提供を受ける必要がなくなったと認めるとき。
 - (2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（第 3条第 2項に該当する場合を除く。）。
 - (3) 支給決定障害者等が、第 5条第 1項又は第10条第 1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、雇用支援給付費の支給決定を取り消すことができる。
- (1) 雇用重度障害者等が、重度障害者等就労支援の提供を受ける必要がなくなったと認めるとき。
 - (2) 支給決定企業が、第 5条第 2項又は第10条第 2項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。
- 3 区長は、就労支援給付費の支給決定の取消しを行ったときは、その旨を記載した就労支援給付費支給決定取消通知書（様式第10号）を申請者に交付するとともに、受給者証の返還を求めるものとする。
- 4 市長は、雇用支援給付費の支給決定の取消しを行ったときは、その旨を記載した雇用支援給付費支給決定取消通知書（様式第10号の 2）を申請企業に交付するものとする。

（利用方法及び契約）

第12条 重度障害者等就労支援の提供を受けようとする支給決定障害者は、就労支援事業者に受給者証を提示し、重度障害者等就労支援の利用及び提供について、就労支援事業者（受給者証に記載されたサービスと同一のサービスの指定を受けている事業者に限る。）と契約の締結を行わなければならない。

2 就労支援事業者は、重度障害者等就労支援の利用及び提供について支給決定障害者等と契約した内容を契約内容（重度障害者等就労支援受給者証記載事項）報告書（様式第11号）により就労支援給付費の請求日までに市長に報告しなければならない。

3 就労支援事業者は、支給決定障害者に対する重度障害者等就労支援の提供のつど、重度障害者等就労支援サービス提供実績記録票（様式第12号）に必要事項を記載し、重度障害者等就労支援の提供を受けた支給決定障害者（以下「利用者」という。）の確認を受けるものとする。

4 重度障害者等就労支援の提供を受けようとする支給決定企業は、就労支援事業者（支給決定通知書に記載されたサービスと同一のサービスの指定を受けている事業者に限る。）に雇用支援給付費支給決定通知書を提示し、重度障害者等就労支援の利用及び提供について、就労支援事業者と契約の締結を行わなければならない。

5 就労支援事業者は、支給決定企業に対する重度障害者等就労支援の提供のつど、重度障害者等雇用支援サービス提供実績記録票（様式第12号の2）に必要事項を記載し、重度障害者等就労支援の提供を受けた支給決定企業（以下「利用企業」という。）及び雇用重度障害者等の確認を受けるものとし、当該記録票の写しを支給決定企業に交付するものとする。

（就労支援給付費及び雇用支援給付費）

第13条 就労支援給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 同一の月に受けた重度障害者等就労支援につき、別表1によって算定した費用の額（その額が現に当該重度障害者等就労支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）

(2) 当該利用者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して別表2で規定する額（別表2で規定する額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

2 雇用支援給付費のうち職場介助支援に関するもの（以下「雇用支援給付費職場介助分」という。）の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号、第3号及び第4号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 同一の月に受けた職場介助支援及び、職場介助助成金の対象になる支援（いずれも支給決定に基づくものに限る。）につき、別表3によって算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）

- (2) 職場介助助成金の額
 - (3) 別表 4で規定した企業負担額
 - (4) 本事業と支援内容が重複すると市長が認める国又は自治体の支援策の給付（職場介助助成金を除く。）を受けている場合の当該給付額
- 3 雇用支援給付費のうち通勤援助支援に関するもの（以下「雇用支援給付費通勤援助分」という。）の額は、一月につき、第 1号に掲げる額から第 2号、第 3号及び第 4号に掲げる額を控除して得た額とする。
- (1) 支給決定に基づき、同一の月に受けた通勤援助支援及び、通勤援助助成金の対象になる支援（いずれも支給決定に基づくものに限る。）につき、別表 3によって算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）
 - (2) 通勤援助助成金の額
 - (3) 別表 4で規定した企業負担額
 - (4) 本事業と支援内容が重複すると市長が認める国又は自治体の支援策の給付（通勤援助助成金を除く。）を受けている場合の当該給付額
- 4 市長は、第2項の計算において、対象企業から提出を受けた職場介助助成金の支給申請書の写しをもって職場介助助成金の額に相当する額を算出し、第2項第2号の職場介助助成金の額の代わりに用いることができる。前項の計算及び前項第2号の通勤援助助成金の額についても同様とする。

（支給の方法）

- 第14条 就労支援給付費の支給は、市長が前条第 1項で規定する支給額を就労支援事業者に支払うことによつて行ふ。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、就労支援給付費を利用者に支払うことができる。
 - 3 雇用支援給付費の支給は、市長が前条第 2項及び第 3項で規定する支給額を利用企業に支払うことによつて行ふ。

（高額就労支援給付費の支給）

- 第15条 市長は、利用者が受けた重度障害者等就労支援について第13条の規定により算定された同一の月における利用者負担額に、同一の月に受けた障害福祉サービス、移動支援、地域活動支援、日中一時受入サービス及び入院時コミュニケーション支援にかかる利用者負担額を加えて得た額が、次に掲げる額を超えるときは、その超えた額を高額就労支援給付費として利用者に支給する。
- (1) 法第76条の 2に規定する高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の 5第 3項によるものを除く。）又は名古屋市移動支援事業実施要綱第17条に規定する高額移動・地域活動支援サービス

費の支給対象となる場合は、同一の月に受けた障害福祉サービス、移動支援、地域活動支援、日中一時受入サービス及び入院時コミュニケーション支援に係る利用者負担額

(2) 前号に掲げる者以外については、37,200円

(請求)

第16条 利用者に重度障害者等就労支援を提供した就労支援事業者は、当該支援を提供した月ごとに別に定める期日までに、就労支援給付費請求書（様式第13号）に次の各号に掲げる書類を添付して就労支援給付費の請求を市長に行うものとする。

(1) 就労支援給付費明細書（様式第14号）

(2) 重度障害者等就労支援サービス実績記録票（様式第12号）の写し

2 市長は、前項の請求があった場合で審査のうえ適正と認めたときは、就労支援給付費を就労支援事業者へ支払うものとする。

3 利用企業は、各年度の重度障害者等就労支援が開始した日の属する月から起算して6か月ごと（年度の末日を超える場合は当該年度の末日まで）に、別に定める期日までに、雇用支援給付費請求書（様式第13号の2）に次の各号に掲げる書類を添付して雇用支援給付費の請求を市長に行うものとする。

(1) 当該期間各月の雇用支援給付費明細書（様式第14号の2）

(2) 重度障害者等雇用支援サービス提供実績記録票（様式第12号の2）の写し

(3) JEEDに提出する重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金支給申請書の写し（職場介助助成金の活用がない場合を除く）

(4) JEEDに提出する重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金支給申請書の写し（通勤援助助成金の活用がない場合を除く）

(5) 利用企業と就労支援事業者において交わされた契約書の写し

(6) 前号の契約書に基づき就労支援事業者が利用企業に発行した請求書（勤務中に必要な支援（業務に関連する支援及び、その他必要な支援）、通勤時に必要な支援それぞれについて各月の提供時間数及び単価が明記されたもの）の写し

4 市長は、前項の請求があった場合で審査のうえ適正と認めたときは、雇用支援給付費を利用企業へ支払うものとする。

(秘密の保持)

第17条 本事業の関係者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(調査及び指導監査)

第18条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、利用者、利用企業

又は雇用重度障害者等に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は本市の職員に質問させることができる。

- 2 市長は、就労支援給付費又は雇用支援給付費の支給に関して必要があると認めるときは、就労支援事業者若しくはその従業者その他事業に携わる者又はこれらの者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は本市の職員に質問させることができる。
- 3 利用企業及び就労支援事業者は、前2項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査及び指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 前各項の規定に基づく調査及び指導監査を行う際は、本市の職員は、身分証明書を携行し、かつ、関係人からの請求があるときは、これを提示しなければならない。

(書類の整備等)

第19条 就労支援事業者は、重度障害者等就労支援の提供を行った場合、その内容を記録するとともに、記録書類を5年間保管しておかななければならない。

(不正利得の返還請求)

第20条 市長は、偽りその他不正の行為により就労支援給付費又は雇用支援給付費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その就労支援給付費又は雇用支援給付費の額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、就労支援事業者が、偽りその他不正の行為により就労支援給付費の支給を受けたときは、当該就労支援事業者から、その就労支援給付費の額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定による支給申請その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定による支給申請その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表 1 (第13条第 1項第 1号関係)

所要時間	費用の額		
	重度訪問 介護対象者	同行援護 対象者	行動援護 対象者
20分～30分		2,100円	2,900円
30分超～1時間	2,000円	3,300円	4,500円
1時間超～1時間30分	3,000円	4,800円	6,500円
1時間30分超～2時間	4,000円	5,500円	8,100円
2時間超～2時間30分	5,000円	6,200円	9,800円
2時間30分超～3時間	6,000円	6,900円	11,400円
3時間超～3時間30分	7,000円	7,600円	13,000円
3時間30分超～4時間	8,000円	8,300円	14,700円
4時間超～4時間30分	9,000円	9,000円	16,300円
4時間30分超～5時間	10,000円	9,700円	17,900円
5時間超～5時間30分	11,000円	10,400円	19,600円
5時間30分超～6時間	12,000円	11,100円	21,200円
6時間超～6時間30分	13,000円	11,900円	22,800円
6時間30分超～7時間	14,000円	12,600円	24,500円
7時間超～7時間30分	15,000円	13,300円	26,100円
7時間30分超～8時間	16,000円	14,000円	27,700円

(注)1 重度訪問介護対象者について、「30分超～1時間」の区分の算定には40分以上の支援を必要とする。また、8時間を超える場合の費用の額は、16,000円に所要時間8時間から計算して提供時間30分増すごとに1,000円を加算した額とする。また、重度障害者等包括支援対象者には15%、障害支援区分6該当者には8.5%を加算した費用(100円未満は切り捨て)とする。さらに、就労中に外出する場合には、1日につき1,500円を加算する。

(注)2 同行援護対象者について、8時間を超える場合の費用の額は、14,000円に所要時間8時間から計算して提供時間30分増すごとに700円を加算した額とする。

(注)3 行動援護対象者について、8時間を超える場合の費用の額は、一律27,700円とする。

(注)4 当該重度障害者等就労支援に要する費用には、交通費、食費、入場料などの通常利用者が負担すべき費用は含まない。

別表 2 (第13条第 1項第 2号関係)

所得区分	上限月額
生活保護等、市民税非課税世帯	0円
市民税合計所得割16万円未満	9,300円
市民税合計所得割16万円以上46万円未満	18,600円
市民税合計所得割46万円以上	37,200円

(注)1 生活保護等とは、生活保護受給者、生活保護境界層対象者をいう。

(注)2 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に基づく支援給付の受給者及び境界層対象者については、生活保護等として取り扱う。

(注)3 障害者の所得区分を判定する際の世帯の範囲は当該障害者が属する住民基本台帳上同一世帯である当該障害者及び配偶者とする。

(注)4 市町村民税所得割額の算定に当たっては、「住宅借入金等特別税額控除」（地方税法附則第5条の4及び第5条の4の2）及び「寄附金税額控除」（地方税法第314条の7）による税額控除前の市町村民税所得割額で判定を行う。

別表 3 (第13条第 2項第 1号及び同条第 3項第 1号関係)

所要時間	費用の額		
	重度訪問 介護対象者	同行援護 対象者	行動援護 対象者
20分～30分		2,100円	2,900円
30分超～1時間	2,000円	3,300円	4,500円
1時間超～1時間30分	3,000円	4,800円	6,500円
1時間30分超～2時間	4,000円	5,500円	8,100円
2時間超～2時間30分	5,000円	6,200円	9,800円
2時間30分超～3時間	6,000円	6,900円	11,400円
3時間超～3時間30分	7,000円	7,600円	13,000円
3時間30分超～4時間	8,000円	8,300円	14,700円
4時間超～4時間30分	9,000円	9,000円	16,300円
4時間30分超～5時間	10,000円	9,700円	17,900円
5時間超～5時間30分	11,000円	10,400円	19,600円
5時間30分超～6時間	12,000円	11,100円	21,200円
6時間超～6時間30分	13,000円	11,900円	22,800円
6時間30分超～7時間	14,000円	12,600円	24,500円
7時間超～7時間30分	15,000円	13,300円	26,100円
7時間30分超～8時間	16,000円	14,000円	27,700円

(注)1 重度訪問介護対象者について、「30分超～1時間」の区分の算定には40分以上の支援を必要とする。8時間を超える場合の費用の額は、16,000円に所要時間8時間から計算して提供時間30分増すごとに1,000円を加算した額とする。また、重度障害者等包括支援対象者には15%、障害支援区分6該当者には8.5%を加算した費用（100円未満は切り捨て）とする。また、雇用支援給付費通勤援助分の算定においては1日につき1,500円を加算する。

(注)2 同行援護対象者について、8時間を超える場合の費用の額は、14,000円に所要時間8時間から計算して提供時間30分増すごとに700円を加算した額とする。

(注)3 行動援護対象者について、8時間を超える場合の費用の額は、一律27,700円とする。

(注)4 当該重度障害者等就労支援に要する費用には、交通費、食費、入場料などの通常利用者が負担すべき費用は含まない。

別表 4 (第13条第 2項第 3号及び第 3項第 3号関係)

	企業負担額	
	中小企業	中小企業以外
職場介助分	16,666円	33,250円
通勤援助分	9,333円	18,500円

(注) 中小企業とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定するものをいう。